

1. 件名：福島第一原子力発電所燃料デブリ取り出し遠隔操作室を含めた新集中監視室の耐震クラスの考え方についての面談
2. 日時：令和5年10月10日（火）10時30分～11時20分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡企画調査官、森審査班長、石井安全審査官、椎名係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当1名（うち2名テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当6名（うち4名テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）より、資料に基づき、燃料デブリ取り出し遠隔操作室を含めた新集中監視室の耐震クラスの考え方について説明があった。
- 原子力規制庁から、説明内容に対して主に以下のコメントを伝えた。
 - 耐震クラスの設定に当たっては、新集中監視室の機能が、規制要求である「措置を講ずべき事項について」（平成24年11月7日原子力規制委員会決定）のうち、どの条項に関連する機能を有するかを整理する必要があること。その際には、新集中監視室の機能が、いわゆる運転プラントにおける中央制御室の機能に相当するものか、緊急時対応を行う緊急時対策所の機能に相当するものかを検討した上で整理する必要があること。
 - 措置を講ずべき事項「13. 緊急時対策」の2項「通信連絡設備」については、審査の際に参考にする実用炉設置許可基準規則及びその解釈において、間接的に耐震要求を行っていることから、新集中監視室の設置による当該条項への適合性への影響を整理する必要があること。
 - 1F耐震要求フロアにある波及的影響の評価（新集中監視室の機能喪失時の対応成立性の評価）に当たっては、現場での操作・監視の現実性の観点から、定性的な評価ではなく、具体的な体制・アクセスルート・手順等を含め定量的な評価が必要であること。
 - 新集中監視室の設計に手戻りが生じないように、上記の整理結果等を踏まえ、必要に応じて1F技術会合で議論すること。
- 東京電力から、上記コメントを踏まえ、引き続き検討する旨の回答があった。

6. その他

資料：

- 燃料デブリ取り出し遠隔操作室を含めた新集中監視室の耐震クラスの考え方について

以上